

改正後

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 82)

(新設)

税務署受付 継続等の場合の所得税額等の還付請求書 ※整理番号		(フリガナ)	
		法人名	
平成 年 月 日  税務署長殿	納税地	電話 ( ) -	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		⑩
	代表者住所		
	事業種目		業
法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。 記			
継続又は合併の日		年 月 日	
区分		請求金額	※金額
還付を受けようとする税額の計算	所得税の額等	1	
	外国税額	2	
	計 (1+2)	3	
	控除した金額	4	
	控除しきれなかった金額 (3-4)	5	
還付される税金の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 本店・支店 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 日本郵政公社の通常貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金口座の記号番号
			3 郵便局窓口での受け取りを希望する場合 郵便局
	(その他参考となるべき事項)		
税理士署名押印		⑩	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		入力	備考

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 82)</p> <p style="text-align: center;"><b>継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等</b></p> <p>1 この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の子納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。</p> <p>2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度子納申告書の提出と同時に請求があった場合に限りです。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)、欠損事業年度の確定申告書と同時に提出してください。</p> <p>(1) 継続の場合は、継続の日の前日</p> <p>(2) 合併により消滅した場合は、合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度子納申告書の提出の日</p> <p>なお、やむを得ない事情によって清算事業年度子納申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄</p> <p>イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。</p> <p>(3) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。</p> <p>(4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>